

# 中途入社者向け 年末調整の必要書類 & 提出ガイド

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

# 中途入社者の年末調整の基本

# 中途入社者の年末調整の基本

---

## そもそも年末調整とは

毎月の給与から天引きされている所得税（源泉徴収税額）は、あくまで概算の金額です。そのため、1年間の総収入が確定する年末に、扶養家族の状況や生命保険料の支払いなどを加味して正しい税額を再計算する必要があります。この過不足を精算する手続きのことを、年末調整といいます。

## 中途入社者の年末調整

年の途中で転職した場合、**年末調整は現在（年末時点）在籍している会社で行います。**  
その際、前職の給与と現職の給与を合算して、1年間の正確な所得税額を計算する必要があります。

# 中途入社者の年末調整に必要な書類

## 中途入社者の年末調整に必要な書類

中途入社者が年末調整を行うためには、以下の書類を勤務先に提出する必要があります。

### 必ず提出が必要な書類

書類名	概要
前職の源泉徴収票	その年の1月1日から退職日までの給与額、社会保険料、源泉徴収税額が記載された書類。前職を退職する際に交付されます。
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	扶養家族の状況などを申告し、各種控除を受けるために必要な書類。現職の会社から配布されます。

# 中途入社者の年末調整に必要な書類

## 該当者が提出する書類

退職期間中に自身で支払った社会保険料や、各種保険に加入している場合、以下の証明書を提出することで所得控除を受けられ、節税につながります。

対象となる控除	提出する証明書の例
社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金保険料控除証明書</li><li>・国民健康保険料の支払額がわかるもの</li></ul>
生命保険料控除	<ul style="list-style-type: none"><li>・生命保険料控除証明書（一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険）</li></ul>
地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"><li>・地震保険料控除証明書</li></ul>
小規模企業共済等掛金控除	<ul style="list-style-type: none"><li>・小規模企業共済等掛金払込証明書（iDeCoの掛金など）</li></ul>
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（住宅ローン控除） ※2年目以降の年末調整で適用する場合</li></ul>

# 前職の源泉徴収票に関する注意点

## 前職の源泉徴収票に関する注意点

前職での給与収入を証明する源泉徴収票は、1年間の所得を正確に合算するために必ず必要です。

パートやアルバイトであっても、その年に給与の支払いを受けていれば、その勤務先の源泉徴収票を提出しなければなりません。

### 紛失・未交付の場合の対応

源泉徴収票が手元がない場合は、以下の対応が必要です。

- **前職の会社へ連絡する**

所得税法により、会社は従業員の退職後1ヶ月以内に源泉徴収票を交付する義務があります。紛失した場合でも、通常は再発行を依頼できます。まずは前職の担当部署に連絡してください。

- **税務署へ「源泉徴収票不交付の届出」を行う**

前職に依頼しても再発行に応じてもらえない、または会社が倒産して連絡が取れないといった場合は、所轄の税務署へ「源泉徴収票不交付の届出書」を提出します。この場合、現職の会社で年末調整を行うことはできないため、自分で確定申告を行う必要があります。

# 年末調整の対象外となるケース

# 年末調整の対象外となるケース

以下のいずれかに該当する方は、年末調整の対象外となり、ご自身で確定申告を行う必要があります。

- その年の主たる給与収入が2,000万円を超える人
- 2か所以上の会社から給与を受け取っており、他の会社に「扶養控除等申告書」を提出している人
- 災害減免法により、源泉所得税等の徴収猶予または還付を受けている人

## 年末調整前に退職した場合

年の途中で退職し、年末時点でどの会社にも在籍していない場合は、翌年に確定申告を行います。確定申告をすることで、払い過ぎた所得税の還付を受けることができます。

- **確定申告期間**：原則、翌年の2月16日から3月15日まで
- **還付申告**：税金を払い過ぎていた場合の還付申告は、翌年1月1日から5年間行うことが可能です。

### 【ポイント】

2019年の税制改正により、確定申告書への源泉徴収票の添付は不要となりました。しかし、申告内容を正確に記入するために源泉徴収票は必須ですので、退職時に受け取った書類は大切に保管してください。

## 【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。